平成２２年（フ）第１２６３号
京都市下京区寺町通高辻下る京極町509番地スイートビル302
債務者　鎌田　秀樹
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６４号
京都市下京区寺町通高辻下る京極町509番地スイートビル302
債務者　鎌田　正美（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４２７号
兵庫県姫路市田寺３丁目８番９号
債務者　高田　典子（旧姓五百井・加藤）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４９８号
兵庫県神崎郡福崎町南田原1161番地６
債務者　赤松　朱美（旧姓藪口）
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５１２号
兵庫県姫路市忍町210番地　カルム白鷺712号、従前の住所兵庫県姫路市広畑区小坂76番地３　広畑中村コーポ506号
債務者　黒田　真理
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第５１８号
兵庫県高砂市春日野町10番２―203号
債務者　椿原智慧子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８４９号
広島市安佐南区祇園７丁目１番38―104号
債務者　結城　弘貴
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９２９号
広島市安佐北区落合２丁目30番33―404号
債務者　勝山　健吾
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０４５号
広島県安芸郡熊野町城之堀９丁目15番３号
債務者　山根　敬子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７３号
広島市西区三篠北町９番10―701号
債務者　米　美恵子
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７８号
広島市佐伯区美の里２丁目11番２号
債務者　植本　勝己
1　決定年月日時　平成22年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８２２号
福岡市西区拾六町２丁目11番10号
債務者　秋山　研二
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０９３号
福岡県古賀市薦野2094番地10
債務者　杉　　貴裕
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１５９号
福岡市博多区諸岡４丁目１―23小島アパート５号、住民票上の住所福岡市南区弥永２丁目16番18―302号
債務者　岩崎　愛美
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１２６６号
福岡県筑紫野市針摺西１丁目３番34―201号
債務者　内田　浩代
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３０８号
福岡市東区名島３丁目19番113号
債務者　耒嶋　昭之
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３５５号
福岡県朝倉郡筑前町下高場1934番地
債務者　平川　雄士
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１３８５号
福岡県糸島市池田103番地１メイプルシティ池田Ｃ－２号
債務者　原田　浩一
1　決定年月日時　平成22年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部